

寒河江市告示第 28 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 において準用する
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、寒
河江市水道事業等の業務に係る公金の収納事務を委託したので、寒河江市水道事
業等の業務に係る公金のコンビニエンスストア収納事務委託に関する規程（平成
25 年水道事業管理規程第 1 号）第 7 条の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 1 日

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

(1) 山形県山形市七日町三丁目 1 番 2 号

株式会社山形銀行

(2) 東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号

地銀ネットワークサービス株式会社

2 指定公金事務取扱者に収納事務を委託した歳入の種類

(1) 寒河江市水道給水条例（昭和 37 年市条例第 12 号）第 27 条に規定する
水道料金及び開栓手数料

(2) 寒河江市下水道条例（昭和 57 年市条例第 40 号）第 15 条に規定する下
水道使用料

(3) 寒河江市浄化槽等設置管理条例（平成 23 年市条例第 24 号）第 15 条に

規定する浄化槽等の使用料

- (4) 前3号の規定による水道料金、下水道使用料及び浄化槽等の使用料に係る督促手数料

- 3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和6年5月1日

- 4 指定公金事務取扱者へ収納事務を委託した日

令和6年5月1日

- 5 指定公金事務取扱者が提携するコンビニエンスストア及びスマートフォン等の電子機器による決済業務の事業者

(1) 株式会社セブン・イレブン・ジャパン

(2) ミニストップ株式会社

(3) 株式会社ローソン

(4) 株式会社ファミリーマート

(5) 山崎製パン株式会社

(6) 株式会社セイコーマート

(7) 株式会社ポプラ

(8) 株式会社しんきん情報サービス

(9) P a y P a y 株式会社

(10) ビリングシステム株式会社

(11) ウェルネット株式会社

(12) 株式会社NTTドコモ

(13) KDDI株式会社